

保育所等入所に関する取扱いについて（令和8年度）

1. 保育所等入所基準

保育所等へ入所できる基準は、保護者が児童の保育ができず、支給認定申請により保育の必要性の認定を受けた場合で、次の表による点数が多いものを優先します。

保育の利用に関する優先順位については、以下の方法により決定する。

計算式	保育必要理由 + 優先利用事由 + その他の調整
対象保護者	父母の合算により判定

保育必要理由

就労	1月あたり140時間以上の就労	10	保育標準時間
	1月あたり120時間以上140時間未満の就労	9	
	1月あたり100時間以上120時間未満の就労	8	
	1月あたり80時間以上100時間未満の就労	7	
	1月あたり48時間以上80時間未満の就労	6	
妊娠・出産	出産予定日の前後5ヶ月間の入所	7	保育標準時間
疾病・障害	入院中または重度の障害があり保育ができない保護者	10	保育標準時間
	自宅療養中または軽度の障害があり保育ができない保護者	8	
介護・看護	長期にわたり同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）を介護・看護中のため保育ができない保護者	就労の各時間区分の点数より-1	就労の時間区分にならう
災害復旧	火災や風水害などにより災害の復旧に当たっている場合	10	保育標準時間
求職活動	求職活動中（開業準備を含む。）	6	保育短時間
虐待・DV	虐待やDVを受けている場合や、受けるおそれがある場合	10	保育標準時間
就学	学校や職業訓練校で就学している場合	就労の各時間区分の点数より-1	就労の時間区分にならう
育児休業	現在施設を利用している児童が育児休業中も継続して利用を希望する場合	10	保育短時間
その他	その他保育所等での保育を必要とすると町長が認める場合	状況に応じ	状況に応じ設定

優先利用事由

ひとり親家庭	母子家庭・父子家庭世帯	15
生活保護世帯	生活保護を受けている世帯	15
生計中心者の失業	生計中心者の失業により、新たに仕事を探す必要がある場合	7
虐待・DV等	虐待やDVを受けている場合や受けるおそれがある場合	5
障がい児	障がいを有している児童が、保育所での保育を受ける必要性があると判断される場合	2
兄弟同時入所	多胎で生まれた子どもや、希望している施設に現に施設を利用している兄弟姉妹等がいる場合	5

2. 保育の必要性の確認について

申し込み時に提出いただいた就労証明、民生委員の証明、医師の診断書、そのほか事実が証明できる資料により確認します。

同居の祖父母がいらっしゃる場合は、60歳未満の方については書類を提出いただきます。また、同居の叔父・叔母等の就労については、確認を要しません。